

NPO法人ファーストキャット 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人ファーストキャットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域社会において、経済的困難や社会的孤立に直面することも・高齢者等に対し、生活支援、学習支援、食支援、健康支援及び交流の場の提供を通じて、こどもの貧困や孤食、虐待の防止、高齢者の孤立防止、並びに地域のつながりの再生を図り、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① こども支援事業
- ② 地域支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名

し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 坂口 絵梨花

理事 尾形 俊介

同 山中 理沙

同 稲垣 しほり

監事 山田 博則

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入会金 0円・会費 年額0円

(2) 賛助会員

個人賛助会員

入会金0円・会費 年額500円

法人賛助会員

入会金0円・会費 年額10,000円

役員名簿

NPO法人ファーストキャット

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の 有無
理事長	さかぐち えりか 坂口 絵梨花		無
理事	おがた しゅんすけ 尾形 俊介		無
理事	やまなか りさ 山中 理沙		無
理事	いながき しほり 稲垣 しほり		無
監事	やまだ ひろのり 山田 博則		無

設立趣旨書

NPO法人ファーストキャット
設立代表者 坂口 絵梨花

1 趣旨

近年、我が国においては経済的困難を抱える家庭が増加し、こどもの貧困が深刻な社会問題となっています。教育や文化活動への参加機会が制限されることは、将来の可能性を狭めるだけでなく、世代を超えた貧困の連鎖を招きかねません。さらに、子どもへの虐待は後を絶たず、安全に育つ権利が脅かされており、早急な保護と支援が必要とされています。一方で、超高齢社会の進行に伴い、高齢者における貧困と孤立が深刻化しています。十分な年金や生活資金が得られないことにより生活困窮に陥る高齢者が増加しており、また地域や家族とのつながりを失うことで孤独を抱える高齢者も少なくありません。これらは心身の健康を損なうだけでなく、社会全体の持続的な発展にも大きな影響を及ぼします。

①法人の行う事業が不特定多数のものの利益に寄与する理由

本法人は、経済的困難や家庭環境等により十分な教育・文化的機会を得られないこども、ならびに経済的貧困や社会的孤立に直面する高齢者に対し、生活支援、学習支援、交流の場の提供等を行うことを目的としています。これらの活動は、特定の個人や団体の利益のためではなく、地域社会における誰もが安心して暮らせる環境の構築を目指すものであります。こどもへの支援は、次世代の健全な育成を促進し、社会全体の将来的な活力向上につながります。また、高齢者の孤立防止や生活支援は、地域のつながりを再生し、相互扶助の精神を醸成するものです。これらの取組は、特定の層に限定されるものではなく、地域住民全体の福祉と安心を支える基盤を形成し、結果として社会全体の安定と発展に寄与するものと考えます。したがって、本法人の行う事業は、特定の者の利益を図るものではなく、不特定多数の人々の生活の質向上および地域社会の公共的利益に資するものであります。

②NPO法人格を選んだ理由

本法人が取り組む「こどもの貧困や虐待の防止」および「高齢者の貧困・孤立の解消」は、特定の個人や企業の利益を目的とするものではなく、広く地域社会全体の福祉向上を目的とする公益的な活動であります。これらの課題は、行政や民間のみでは十分に対応しきれない複雑かつ継続的な支援を必要とするものであり、地域住民、関係団体、企業、行政等が協働して取り組むことが不可欠です。そのため、本法人は営利を目的としない非営利組織として、社会的信頼性と公共性を有するNPO法人の形態を選択いたしました。NPO法人格を取得することで、寄付金や助成金等の受入れが可能となり、透明性の高い運営を行うことができます。また、行政や他団体との連携を強化し、継続的かつ安定的な支援活動を実施する基盤を整えることができます。本法人は、これらの体制を活かし、すべてのこどもと高齢者が安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、持続的かつ実効性のある事業を推進してまいります。

2 申請に至るまでの経過

「すべてのこどもに すてきなゆめを」
どりよくはかならずむくわれる。みんなでゆめをかなえよう。

この活動理念のもと、2023年9月より薬局事業を展開するファーストキャット株式会社を主体として、薬局事業の傍らで地域の「支援が必要な人々」に対して以下の取組みを行ってきました。

①ピススペース：地域の貧困層のこどもの居場所づくり・食事の提供・学習支援

(1) 薬局の待合室を活用したこどもの居場所づくり。

(社会福祉法人) 大阪市社会福祉協議会地域こども支援ネットワーク事業に協力し、毎週月・火・水・土曜日の9時から18時の間で学習支援を中心に活動。

(2) お弁当の配布

月に1回約130食のお弁当を配布している。家族で食事をとってもらいたいという願いから家族単位での受付を実施している。

(3) フードパントリー

地域の食を担う企業(ライフ・高島屋・がんこ他数社)から定期的に食品の提供を受け、無償配布を行っている。

②ピスカフェ：地域の高齢者の居場所づくり・こどもとの交流

月に1回地域の高齢者のつどいの場として薬局を開放している。

毎回約30名の高齢者が集う。

薬局のスタッフも参加するため、健康に関する相談や生活習慣への助言なども行う。

また、地域が抱える課題に対する社会参加型の様々な取り組みもそこから派生しており、地域高齢者のQOLの向上に役立っている。

このように、地域の課題に対して、ボランティアベースで支援活動や啓発事業を展開し、多くの方々からの協力を得て一定の成果を上げてきました。

しかし、活動が拡大するにつれ、以下のような課題に直面するようになりました

- 現在はいくまで薬局の立場から社会包摂に関わる慈善活動を行っている状況であり、今後の活動における公的機関や他団体との連携・協定締結にあたり、法人格の有無が信頼性の指標となること。
- 助成金や補助金の申請において、法人格を有することが応募条件となっていること
- 寄付金を受け取る際や、財務処理・契約行為において、限界があること
- 継続的かつ安定的に活動を行うには、組織としての責任とガバナンス体制の整備が不可欠であること

これらの理由から、活動の信頼性と持続可能性を高め、より多くの人々と連携しながら社会的な役割を果たしていくためには、NPO法人格を取得し、法的に認められた団体としての体制を整えることが必要不可欠であると判断いたしました。

初 年 度 事 業 計 画 書

成立の日から令和8年3月31日まで

NPO法人ファーストキャット

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、地域企業や行政、住民への活動の趣旨に関する理解や協力を促し、会員及び安定的な寄付金の確保を目指す。

こども支援事業に関しては、ピススペースを中核活動とし、ピスタチオ薬局（大阪市大阪市淀川区十三東1丁目9-12 キタムラビル101）を実施場所として、社会的擁護の必要なこどもや居場所のないこどもに向けてフリースペースを提供し、メンタルケア・学習支援等の必要な支援を展開する。本事業は大阪市淀川区社会福祉協議会と連携し、「こども居場所ネットワーク」に連携して行う。また、これと併せて地域の貧困層のこども支援として、お弁当配布及びフードパントリーを実施する。お弁当は月1回200食の配布を行なう。経済的困難を抱える家庭を対象に、家族単位での受付を行う。フードパントリーは地域の食を担う企業から定期的に食品の提供を受け、地域の支援が必要な皆様への無償配布を実施する。これにより、こども一人ひとりだけでなく、家庭全体の食支援・生活支援につなげることを目的とする。

地域支援事業に関しては、ピスカフェを中核活動とし、地域の高齢者の居場所づくり及び、こどもとの交流を目的として展開する。月に1回の高齢者の集いの場としてピスタチオ薬局（大阪市大阪市淀川区十三東1丁目9-12 キタムラビル101）を開放し、約30名を定員に高齢者の集いの場を設ける。薬局のスタッフも参加することで、未病の推進や健康相談の実施のほか、地域が抱える社会課題への社会参加型の取組みに向けた活動も展開する。ピスカフェはこども支援事業との相乗効果によって、こどもとの触れ合いによる相互のQOL向上を目指す。これによって未病化推進や社会包摂へ貢献し地域生活者の生活の質の向上を実現する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) こども支援事業

【内 容①】 ピススペース（こどもの居場所づくり・食事の提供・学習支援）

【実施場所】 ピスタチオ薬局

【実施日時】 毎週月・火・水・土曜日 9時～18時

【事業の対象者】 地域の支援の必要なこども

【収 益】 0円

【費 用】 0円

【内 容②】 お弁当配布

【実施場所】 ピスタチオ薬局

【実施日時】 月1回土曜日（令和8年2、3月）

【事業の対象者】 地域の貧困層のこどもとその家族

【収 益】 0円（淀川区補助金を充当）

【費 用】 152,000円（お弁当外注費380円×200食×2回）

【内 容③】 フードパントリー（企業からの食品の無償提供とその無償配布）

【実施場所】 ピスタチオ薬局

【実施日時】 3ヶ月に1回（令和8年3月）

【事業の対象者】 地域の貧困層のこどもとその家族

【収 益】 0円（企業からの食品の無償提供とその無償配布）

【費 用】 0円

(2) 地域支援事業

【内 容】 ピスカフェ（地域の高齢者の居場所づくり・こどもとの交流）

【実施場所】 ピスタチオ薬局

【実施日時】 月1回水曜日13時～15時（令和8年2、3月）

【事業の対象者】 地域住民（主に高齢者）

【収 益】 6,000円（参加費100円×30名×2回）

【費 用】 0円（各自自身でお茶・茶菓子等を持ち寄る）

翌年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO法人ファーストキャット

I 事業の実施方針

設立2年目にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、地域企業や行政、住民への活動の趣旨に関する理解や協力を促し、会員及び安定的な寄付金の確保を目指す。

こども支援事業に関しては、ピススペースを中核活動とし、ピスタチオ薬局（大阪市淀川区十三東1丁目9-12 キタムラビル101）を実施場所として、社会的擁護の必要なこどもや居場所のないこどもに向けてフリースペースを提供し、メンタルケア・学習支援等の必要な支援を展開する。本事業は大阪市淀川区社会福祉協議会と連携し、「こども居場所ネットワーク」に連携して行う。また、これと併せて地域の貧困層のこども支援として、お弁当配布及びフードパントリーを実施する。お弁当は月1回200食の配布を行なう。経済的困難を抱える家庭を対象に、家族単位での受付を行う。フードパントリーは地域の食を担う企業から定期的に食品の提供を受け、地域の支援が必要な皆様への無償配布を実施する。これにより、こども一人ひとりだけでなく、家庭全体の食支援・生活支援につなげることを目的とする。

地域支援事業に関しては、ピスカフェを中核活動とし、地域の高齢者の居場所づくり及び、こどもとの交流を目的として展開する。月に1回の高齢者の集いの場としてピスタチオ薬局（大阪市淀川区十三東1丁目9-12 キタムラビル101）を開放し、約30名を定員に高齢者の集いの場を設ける。薬局のスタッフも参加することで、未病の推進や健康相談の実施のほか、地域が抱える社会課題への社会参加型の取組みに向けた活動も展開する。ピスカフェはこども支援事業との相乗効果によって、こどもとの触れ合いによる相互のQOL向上を目指す。これによって未病化推進や社会包摂へ貢献し地域生活者の生活の質の向上を実現する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) こども支援事業

【内 容①】 ピススペース（こどもの居場所づくり・食事の提供・学習支援）

【実施場所】 ピスタチオ薬局

【実施日時】 毎週月・火・水・土曜日 9時～18時

【事業の対象者】 地域の支援の必要なこども

【収 益】 0円

【費 用】 0円

【内 容②】 お弁当配布

【実施場所】 ピスタチオ薬局

【実施日時】 月1回土曜日

【事業の対象者】 地域の貧困層のこどもとその家族

【収 益】 0円（淀川区補助金を充当）

【費 用】 912,000円（お弁当外注費380円×200食×12回）

【内 容③】 フードパントリー（企業からの食品の無償提供とその無償配布）

【実施場所】 ピスタチオ薬局

【実施日時】 3ヶ月に1回

【事業の対象者】 地域の貧困層のこどもとその家族

【収 益】 0円（企業からの食品の無償提供とその無償配布）

【費 用】 0円

(2) 地域支援事業

【内 容】 ピスカフェ（地域の高齢者の居場所づくり・こどもとの交流）

【実施場所】 ピスタチオ薬局

【実施日時】 月 1 回水曜日 13 時～15 時

【事業の対象者】 地域住民（主に高齢者）

【収 益】 36,000 円（参加費 100 円×30 名×12 回）

【費 用】 0 円（各自自身でお茶・茶菓子等を持ち寄る）

初年度活動予算書

NPO法人ファーストキャット

成立の日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	100,000	100,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	200,000	200,000	
3 受取助成金等			
お弁当配布事業補助金	0	0	
4 事業収益			
こども支援事業	0		
地域支援事業	6,000	6,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			306,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
お弁当外注費	152,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	152,000		
事業費計		152,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
事務・給料手当	20,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	20,000		
(2) その他経費			
会議費（理事会・総会・定例会）	10,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
広報費作成費	50,000		

その他経費計	60,000		
管理費計		80,000	
経常費用計			232,000
当期経常増減額			74,000
Ⅲ 経常外収益			
	0	0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
	0	0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			74,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			74,000

令和8年度活動予算書

NPO法人ファーストキャット

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	300,000	300,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	800,000	800,000	
3 受取助成金等			
お弁当配布事業補助金	200,000	200,000	
4 事業収益			
こども支援事業	0		
地域支援事業	36,000	36,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,336,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
お弁当外注費	912,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	912,000		
事業費計		912,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
事務・給料手当	120,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	120,000		
(2) その他経費			
会議費（理事会・総会・定例会）	60,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
広報費作成費	50,000		
その他経費計	110,000		
管理費計		230,000	
経常費用計			1,142,000
当期経常増減額			194,000
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0

IV 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期正味財産増減額			194,000
前期繰越正味財産額			74,000
次期繰越正味財産額			268,000